

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十九号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年一月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「戸籍謄本又は戸籍抄本を添え」を「次に掲げる書類を添え、」に改め、同項に次の各号を加える。

一 戸籍の謄本又は抄本（外国人にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））。以下同じ。）

二 成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に關する法律（平成十一年法律第五百二十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。第二十五条第一号において同じ。）

第一条第二項中「正面、上半身、無帽で撮影した」を「撮影した無帽、正面、上半身、無背景の」に、「のもの」を「で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに改める。

第四条第一項中「戸籍謄本又は戸籍抄本」を「戸籍の謄本又は抄本」に改める。

第三十条を第三十一条とし、第二十五条から第二十九条までを一条ずつ繰り下げ、第二十四条の次に次の一条を加える。

（建築士事務所の登録の申請）

第二十五条 法第二十三条の二の規定による建築士事務所の登録の申請は、同条の登録申請書の正本及び副本にそれぞれ、建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十九条各号に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 登録申請者（登録申請者が法人であるときは、役員（法第二十三条の二第三号に規定する役員をいう。））に係る次に掲げる書類

ア 戸籍の謄本又は抄本

イ 成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書

二 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人に係る前号ア及びイに掲げる書類

第一号様式中「戸籍謄本（抄本）」を「戸籍の謄本（抄本）及び登記事項証明書」に「氏名を」を「氏名及び撮影年月日を」に改める。

第七号様式中「第25条関係」を「第26条関係」に改める。

第八号様式中「第26条関係」を「第27条関係」に改める。

第九号様式中「第29条関係」を「第30条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。